



シリーズ
第23弾

こんにちは！損害サービス担当、加奈川 毅です(^〇^)

事故

は 現場で起きてるんだ～!!



◆◆◆ ! 横断歩道や歩道橋を使わない歩行者に注意 ! ◆◆◆

警察庁の調べでは2016年からの5年間に全国各地で発生した、車と歩行者の衝突による死亡事故は5931件。その約7割(4278件)は歩行者が横断中の事故でした。

さらに、その約7割(2923件)は、横断歩道以外の場所を横断している時に発生したものでした。

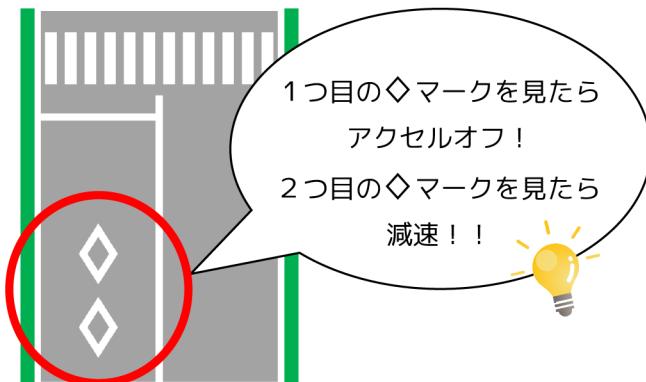
車と歩行者との事故の多くは、歩行者が道路を横断中に発生、車対歩行者の事故を防ぐ横断歩道などの安全な場所が、歩行者にもドライバーにも軽視されていることが原因の一つかもしれません。

信号機のない横断歩道の手前には路面上に白線で描かれたダイヤマークがあります。

これは、『この先には横断歩道がある』ということを予告しており、ドライバーには横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

また、横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断、走行する自動車等の直前直後の横断など、法令に違反する歩行者が犠牲になる事故も多く発生しています。

交通安全のため、ドライバーも歩行者も交通ルールをしっかりと守りましょう。



ドライバーのルール

横断歩道に近づいたときは、横断する人や自転車がないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、その通行を妨げてはいけません。(道路交通法第三十八条)

《罰則等》

・横断歩道等における歩行者等の優先

罰則…3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

反則金…大型車1万2千円、普通車9千円、二輪車7千円、原付車6千円

基礎点数…2点

歩行者のルール

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。(道路交通法第十二条)

なお、「歩行者横断禁止」の標識のあるところでは、横断をしてはいけません。道路を斜めに横断してもいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。(道路交通法第十三条)

